

第62号（令和3年3月5日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

**[規則]**

- △ 横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【健康福祉局地域支援課】 3

**[告示]**

- △ 個人の市民税に関する申告期限の延長【財政局税制課】 4
- △ 固定資産税（土地・家屋）に係る価格等縦覧帳簿の縦覧【財政局固定資産税課】 5
- △ 特定計量器定期検査の実施【経済局消費経済課】 6
- △ 同 【経済局消費経済課】 7
- △ 指定居宅サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】 8
- △ 保存すべき緑地の指定【環境創造局緑地保全推進課】 9

**[公告]**

- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民協働推進課】 10
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 12
- △ 横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆの指定管理者の指定【健康福祉局高齢健康福祉課】 13
- △ 配慮市長意見見解書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 14
- △ 準備書意見見解書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 15
- △ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】 16
- △ 公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】 17
- △ 排水設備指定工事店の指定申請の受付【環境創造局管路保全課】 18
- △ 排水設備指定工事店の指定【環境創造局管路保全課】 19
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 20
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 21
- △ 同 【建築局調整区域課】 22
- △ 同 【建築局調整区域課】 23
- △ 同 【建築局調整区域課】 24
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 25
- △ 同 【建築局調整区域課】 26
- △ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】 27
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 28
- △ 同 【建築局建築指導課】 29
- △ 土地区画整理審議会委員補欠選挙の当選人の氏名及び住所【都市整備局市街地整備調整課】 30
- △ 横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画変更の決定【都市整備局綱島駅東口周辺開発事務所】 31

**[区告示]**

- △ 地縁による団体の認可【神奈川区地域振興課】 32

**[区公告]**

- △ 自動車臨時運行許可番号標の失効【都筑区総務課】 33

**[交通局]**

△ 横浜市交通局企業職員就業規程の一部を改正する規程【人事課】	37
△ 横浜市交通局企業職員在宅型テレワーク勤務規程【人事課】	38
△ 横浜市高速鉄道運賃条例施行規程等の一部を改正する規程【高速鉄道本部営業課】	40
△ 横浜市乗合自動車の試行運転系統等【自動車本部営業課】	43
△ 料金徴収事務及び支出事務の委託【高速鉄道本部営業課】	45
【教育委員会】	
△ 横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則【教育課程推進室】	51
△ 職員の懲戒処分【西部学校教育事務所教育総務課】	52
△ 横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程【教職員労務課】	53
【区選挙管理委員会】	
△ 委員長の氏名【戸塚区】	57
△ 委員の氏名【戸塚区】	58
【職員共済組合】	
△ 横浜市職員共済組合組合会の招集【職員共済課】	59
【その他】	
△ 横浜市行政文書管理規則の一部改正及び横浜市行政文書取扱規程の全部改正についての一部改正について（総務局長通知）【総務局行政・情報マネジメント課】	60
△ 電子署名に用いる証明書【水道局経理課】	61
△ 同 【交通局経営管理課】	63
△ 同 【教育委員会事務局教育施設課】	64

---

規 則

---

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例の一部の施行期  
日を定める規則をここに公布する。

令和3年3月5日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第3号

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例の一部  
の施行期日を定める規則

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例（令和元年10月  
横浜市条例第29号）附則第1項ただし書に規定する改正規定は、令  
和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

## 告 示

---

横 浜 市 告 示 第 79 号 （ 令 和 3 年 2 月 18 日 掲 示 済 ）

個 人 の 市 民 税 に 関 す る 申 告 期 限 の 延 長

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 。 以 下 「 条 例 」  
と い う 。 ） 第 18 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 地 方 税 法 （ 昭 和 25 年 法 律  
第 226 号 ） 第 317 条 の 2 及 び 条 例 第 34 条 に 基 づ く 個 人 の 市 民 税 に 関  
す る 申 告 で 、 そ の 期 限 が 令 和 3 年 3 月 15 日 に 到 来 す る も の に つ い て  
は 、 そ の 期 限 を 令 和 3 年 4 月 15 日 ま で 延 長 す る 。

令 和 3 年 2 月 18 日

横 浜 市 長      林                      文      子

横浜市告示第95号

固定資産税（土地・家屋）に係る価格等縦覧帳簿の縦覧  
令和3年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり納税者の縦覧に供する。

令和3年3月5日

横浜市長 林 文 子

1 縦覧に供する価格等縦覧帳簿

- (1) 土地価格等縦覧帳簿
- (2) 家屋価格等縦覧帳簿

2 縦覧期間

令和3年4月1日から令和3年4月30日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

3 縦覧時間

午前8時45分から午後5時まで

4 縦覧場所

土地及び家屋の所在地	縦覧に供する場所
鶴見区の区域	横浜市鶴見区役所総務部税務課
神奈川区の区域	横浜市神奈川区役所総務部税務課
西区の区域	横浜市西区役所総務部税務課
中区の区域	横浜市中区役所総務部税務課
南区の区域	横浜市南区役所総務部税務課
港南区の区域	横浜市港南区役所総務部税務課
保土ヶ谷区の区域	横浜市保土ヶ谷区役所総務部税務課
旭区の区域	横浜市旭区役所総務部税務課
磯子区の区域	横浜市磯子区役所総務部税務課
金沢区の区域	横浜市金沢区役所総務部税務課
港北区の区域	横浜市港北区役所総務部税務課
緑区の区域	横浜市緑区役所総務部税務課
青葉区の区域	横浜市青葉区役所総務部税務課
都筑区の区域	横浜市都筑区役所総務部税務課
戸塚区の区域	横浜市戸塚区役所総務部税務課
栄区の区域	横浜市栄区役所総務部税務課
泉区の区域	横浜市泉区役所総務部税務課
瀬谷区の区域	横浜市瀬谷区役所総務部税務課

横浜市告示第96号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和3年3月5日

横浜市長 林 文子

1 検査対象器種、検査期間及び検査区域

- (1) ひょう量1トン未満の特定計量器（(2)に掲げるもの、2に掲げるもの及び特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第4号の規定に該当するものを除く。）

検査期間	令和3年4月10日から令和4年3月31日まで
検査区域	鶴見区、神奈川区、西区、中区、港北区、緑区、青葉区及び都筑区

- (2) ひょう量1トン以上の特定計量器及び同特定計量器を有する事業所で使用するひょう量1トン未満の特定計量器

検査期間	令和3年4月10日から令和4年3月31日まで
検査区域	横浜市全域

2 1から除くもの

ひょう量1トン未満の特定計量器（横浜市立小学校、横浜市立中学校、横浜市立高等学校及び横浜市立特別支援学校並びに神奈川県立高等学校及び神奈川県立特別支援学校の有する特定計量器に限る。）

検査期間	令和3年4月10日から令和4年3月31日まで
検査区域	鶴見区、神奈川区、西区及び港北区

3 検査場所

検査対象特定計量器の所在場所及び公益財団法人横浜市消費者協会

4 検査を行わせる指定定期検査機関の名称

公益財団法人横浜市消費者協会

理事長 阿南 久

横 浜 市 告 示 第 97 号

特 定 計 量 器 定 期 検 査 の 実 施

計 量 法 ( 平 成 4 年 法 律 第 51 号 ) 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 特 定 計 量 器 定 期 検 査 を 次 の と お り 実 施 す る 。

令 和 3 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 検 査 対 象 器 種 、 検 査 期 間 及 び 検 査 区 域

ひょう量1トン未満の特定計量器（横浜市立小学校、横浜市立中学校、横浜市立高等学校及び横浜市立特別支援学校並びに神奈川県立高等学校及び神奈川県立特別支援学校の有する特定計量器に限る。）

検 査 期 間	令 和 3 年 4 月 10 日 から 令 和 4 年 3 月 31 日 ま で
検 査 区 域	鶴 見 区 、 神 奈 川 区 、 西 区 及 び 港 北 区

2 検 査 場 所

検 査 対 象 特 定 計 量 器 の 所 在 場 所

横 浜 市 告 示 第 98 号

指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 の 指 定

介 護 保 険 法 ( 平 成 9 年 法 律 第 123 号 ) 第 70 条 第 1 項 の 規 定 に よ り  
、 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 3 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

事 業 者 の 名 称	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
株 式 会 社 ア ズ パ ー ト ナ ー ズ	ア ズ ハ イ ム 綱 島	鶴 見 区 駒 岡 4 丁 目 29 番 1 号	令 和 3 年 3 月 1 日	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護



横 浜 市 告 示 第 99 号

保 存 す べ き 緑 地 の 指 定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）  
第7条第1項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を  
指定した。

令 和 3 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

保 存 す べ き 緑 地	指 定 地 域	指 定 期 間
氷 取 沢 市 民 の 森	磯 子 区 氷 取 沢 町 748 番 の 1	令 和 3 年 2 月 4 日 か ら

公 告

横 浜 市 公 告 第 113 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 ( 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ) 第 25 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 、 次 の 特 定 非 営 利 活 動 法 人 か ら 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

令 和 3 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
令 和 3 年 2 月 15 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 J A M ネット ワーク	高 取 しづか	中 区 海 岸 通 4 丁 目 21 番 地	こ の 法 人 は 、 子 ど も と そ の 親 お よ び 高 齢 者 に 対 し て 、 言 葉 を 使 っ た コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ス キ ル の ア ッ プ に 関 す る 事 業 を 行 い 、 そ れ ぞ れ の 人 が か け が え の な い 個 人 を 十 分 に 生 か し て 充 実 し た る 生 活 を 送 れ る 豊 かな 社 会 の 実 現 と 、 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 能 力 を 身 に つ け た 人 材 の 育 成 に よ っ て 国 際 交 流 の 推 進 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る 。
令 和 3 年	特 定 非 営 利	藤 掛 洋 子	都 筑 区 東 山	変   こ の 法 人 は

<p>2 月 18 日</p>	<p>活 動 法 人 ミ          タ イ ・ ミ タ          ク ニ ヤ イ 子          ど も 基 金</p>	<p>田 四 丁 目 15          番 1 号</p>	<p>更          前</p>	<p>、 パ ラ グ ア          イ を は じ め          と す る 発 展          途 上 国 の 人          々 に 対 し て          、 青 少 年 の          健 全 な 成 育          、 男 女 の 社          会 参 加 、 人          々 の 経 済 的          な 自 立 を 支          援 す る 事 業          を 行 い 、 国          際 展 覧 会 に          展 覧 寄 与 す          る こ と を 目          的 と す る 。</p>	
				<p>変          更 後</p>	<p>こ の 法 人 は          、 パ ラ グ ア          イ を は じ め          と す る 発 展          途 上 国 や 新          興 国 、 日 本          を 含 む 先 進          国 の 青 少 年          の 健 全 な 成          育 、 男 女 の          社 会 参 加 、          人 々 の 社 会          的 ・ 経 済 的          な 自 立 を 支          援 す る 事 業          を 行 い 、 国          際 展 覧 会 に          展 覧 寄 与 す          る こ と を 目          的 と す る 。</p>

横浜市公告第 114 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年3月5日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キュービックプラザ新横浜  
港北区新横浜二丁目 100 番地の 45

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

新横浜ステーション開発株式会社  
代表取締役社長 藤 川 紳  
港北区篠原町 2,937 番地

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ビッグイーツ 代表取締役社長 後藤 順 東京都港区白金台 3 丁目 15 番 5 号 ほか 43 者	株式会社香炉庵 代表取締役社長 齋藤 知也 中区元町 1 丁目 40 番地 ほか 16 者

(4) 変更の年月日

平成 25 年 7 月 25 日 ほか

(5) 変更した理由

出退店のため ほか

2 届出年月日

令和 3 年 2 月 5 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 115 号

横 浜 市 高 齢 者 保 養 研 修 施 設 ふ れ ー ゆ の 指 定 管 理 者 の 指 定  
 地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 244 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に  
 基 づ き 、 横 浜 市 高 齢 者 保 養 研 修 施 設 ふ れ ー ゆ の 指 定 管 理 者 と し て 、  
 次 の 者 を 指 定 し た 。

令 和 3 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
鶴 見 区 鶴 見 中 央 三 丁 目 2 番 13 号	ふ れ ー ゆ コ ミ ュ ニ テ ィ ー サ ポ ー ト 代 表 者 ナ イ ス コ ミ ュ ニ テ ィ ー 株 式 会 社 代 表 取 締 役 黒 髪 芳 彦	令 和 3 年 4 月 1 日 か ら 令 和 8 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 116 号

配 慮 市 長 意 見 見 解 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 ( 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ) 第 12 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 み な と み ら い 21 中 央 地 区 53 街 区 開 発 事 業 に 係 る 配 慮 市 長 意 見 見 解 書 の 提 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 配 慮 市 長 意 見 見 解 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 計 画 段 階 事 業 者 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 た る 事 務 所 の 所 在 地

株 式 会 社 大 林 組

代 表 取 締 役 社 長 蓮 輪 賢 治

東 京 都 港 区 港 南 2 丁 目 15 番 2 号

ヤ マ ハ 株 式 会 社

代 表 取 締 役 社 長 中 田 卓 也

浜 松 市 中 区 中 沢 町 10 番 1 号

京 浜 急 行 電 鉄 株 式 会 社

取 締 役 社 長 原 田 一 之

西 区 高 島 一 丁 目 2 番 8 号

日 鉄 興 和 不 動 産 株 式 会 社

代 表 取 締 役 社 長 今 泉 泰 彦

東 京 都 港 区 赤 坂 1 丁 目 8 番 1 号

み な と み ら い 5 3 E A S T 合 同 会 社

代 表 社 員 一 般 社 団 法 人 み な と み ら い 5 3 E A S T 職 務 執 行 者 鈴 木 敬 一

東 京 都 港 区 港 南 2 丁 目 15 番 2 号

2 事 業 の 名 称

み な と み ら い 21 中 央 地 区 53 街 区 開 発 事 業

3 事 業 を 実 施 し よ う と す る 区 域

西 区 み な と み ら い 五 丁 目 1 番 の 1 ほ か

4 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 環 境 影 響 評 価 課

西 区 中 央 一 丁 目 5 番 10 号

横 浜 市 西 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

5 縦 覧 期 間

令 和 3 年 3 月 5 日 か ら 令 和 3 年 3 月 19 日 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 117 号

## 準 備 書 意 見 見 解 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 ( 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ) 第 46 条 第 2 項 に お い て 読 替 え て 適 用 さ れ る 条 例 第 29 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 ( 仮 称 ) 相 模 鉄 道 本 線 ( 鶴 ヶ 峰 駅 付 近 ) 連 続 立 体 交 差 事 業 に 係 る 準 備 書 意 見 見 解 書 の 提 出 が あ っ た の で 、 条 例 第 29 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 準 備 書 意 見 見 解 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

条 例 第 26 条 第 1 項 の 対 象 市 民 等 は 、 条 例 第 30 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 縦 覧 期 間 内 に 、 横 浜 市 環 境 影 響 評 価 審 査 会 に 対 し 、 環 境 の 保 全 の 見 地 か ら の 意 見 を 述 べ たい 旨 申 し 出 る こ と が で き る 。

令 和 3 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 条 例 第 44 条 第 1 項 の 都 市 計 画 決 定 権 者 の 名 称  
横 浜 市
- 2 都 市 計 画 対 象 事 業 の 名 称  
( 仮 称 ) 相 模 鉄 道 本 線 ( 鶴 ヶ 峰 駅 付 近 ) 連 続 立 体 交 差 事 業
- 3 都 市 計 画 対 象 事 業 が 実 施 さ れ る べ き 区 域  
起 点 旭 区 西 川 島 町  
終 点 旭 区 二 俣 川 2 丁 目
- 4 縦 覧 場 所  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 環 境 影 響 評 価 課  
旭 区 鶴 ヶ 峰 一 丁 目 4 番 地 の 12  
横 浜 市 旭 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課  
保 土 ヶ 谷 区 川 辺 町 2 番 地 の 9  
横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
- 5 縦 覧 期 間  
令 和 3 年 3 月 5 日 か ら 令 和 3 年 3 月 19 日 ま で

横浜市公告第 118 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

横浜市長 林 文 子

公園の名称	位 置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
本牧元町公園	中区本牧元町13番	別図のとおり 1,451 m <sup>2</sup> のうち 392 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和3年3月15日から令和4年3月31日まで

別図（省略）



横 浜 市 公 告 第 119 号

公 園 の 区 域 の 変 更

横 浜 市 公 園 条 例 （ 昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号 ） 第 3 条 第 1 項  
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 区 域 を 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に  
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

公 園 の 名 称	位 置	変 更 に 係 る 区 域	面 積		変 更 年 月 日
			新	旧	
四 季 美 台 第 一 公 園	旭 区 四 季 美 台 84 番 の 216	別 図 の と お り	1,911 m <sup>2</sup>	1,762 m <sup>2</sup>	令 和 3 年 3 月 5 日

別 図 （ 省 略 ）

## 横浜市公告第120号

排水設備指定工事店の指定申請の受付

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第2条に規定する排水設備指定工事店の指定申請を次のとおり受け付ける。

令和3年3月5日

横浜市長 林 文子

- 1 受付時期及び指定年月日
  - 令和3年4月16日まで受付分（令和3年6月1日指定）
  - 令和3年7月16日まで受付分（令和3年9月1日指定）
  - 令和3年10月15日まで受付分（令和3年12月1日指定）
  - 令和4年1月14日まで受付分（令和4年3月1日指定）
- 2 受付方法  
受付先の窓口へ持参
- 3 受付先  
中区本町6丁目50番地の10  
横浜市環境創造局下水道管路部管路保全課
- 4 指定申請書に添付する書類
  - (1) 登記事項証明書（法人の場合）
  - (2) 定款又は寄附行為の写し（法人の場合）
  - (3) 登記されていないことの証明書（代表者のもの）
  - (4) 身分証明書（代表者のもの）
  - (5) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（代表者のもの）
  - (6) 専属する排水設備工事責任技術者の神奈川県下水道協会が交付した下水道排水設備工事責任技術者合格証又は修了証のいずれかの写し（有効期間内のものに限る。）
  - (7) 専属する排水設備工事責任技術者の雇用関係を証する書類の写し
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- 5 問合せ先  
横浜市環境創造局下水道管路部管路保全課

横 浜 市 公 告 第 121 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） に 規 定 す る 排 水 設 備 指 定 工 事 店 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 3 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 排 水 設 備 指 定 工 事 店

指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
11704	ワ タ ナ ベ 工 業	渡 邊 秀 治	都 筑 区 東 山 田 一 丁 目 30 番 5 号
11705	株 式 会 社 東 和 商 会 相 模 原 支 店	野 田 昌 宏	相 模 原 市 中 央 区 中 央 4 丁 目 5 番 9 号
11076	有 限 会 社 千 田 建 設 横 浜 営 業 所	千 田 亮	栄 区 長 沼 町 319 番 地

2 指 定 有 効 期 間

令 和 3 年 3 月 1 日 か ら 令 和 7 年 10 月 31 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 122 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 3 年 1 月 28 日	00921	有 限 会 社 相 澤 設 備 工 業	森 明 博	(新) 川 崎 市 幸 区 古 市 場 1 丁 目 7 番 地 の 6
				(旧) 川 崎 市 幸 区 紺 屋 町 21 番 地
令 和 2 年 11 月 6 日	30083	株 式 会 社 町 田 工 業 相 模 原 営 業 所	(新) 吉 木 拓 也	相 模 原 市 中 央 区 淵 野 辺 本 町 5 丁 目 35 番 7 号
			(旧) 吉 木 英 之	

## 横 浜 市 公 告 第 123 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 7 月 31 日 第 31 開 1109 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
港 北 区 大 豆 戸 町 1,169 番 地  
加 藤 ヨ シ
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 大 豆 戸 町 1,180 番 の 1 か ら 1,180 番 の 5 ま で 、 1,181 番  
の 7 、 1,181 番 の 10 、 1,182 番 の 3 の 一 部 、 1,185 番 の 3 の 一 部  
及 び 1,186 番 の 3 の 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 124 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 4 月 27 日 第 2020 開 1201 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
中 区 太 田 町 4 丁 目 48 番 地  
株 式 会 社 南 州  
代 表 取 締 役 小 林 秀 浩
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
緑 区 長 津 田 五 丁 目 1,545 番 の 2 、 1,545 番 の 20 、 1,545 番 の 22  
か ら 1,545 番 の 40 ま で 、 1,644 番 の 1 の 一 部 、 1,644 番 の 4 の 一  
部 及 び 1,644 番 の 7 か ら 1,644 番 の 9 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 125 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 10 月 6 日 第 2020 開 812 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 西 東 京 市 北 原 町 3 丁 目 2 番 22 号  
株 式 会 社 ア ー ネ ス ト ワ ン  
代 表 取 締 役 松 林 重 行
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
旭 区 川 島 町 1,577 番 の 1 、 1,577 番 の 7 の 一 部 、 1,577 番 の 8  
の 一 部 及 び 1,577 番 の 9 か ら 1,577 番 の 28 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 126 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 3 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 12 月 4 日 第 2020 開 1113 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 文 京 区 大 塚 3 丁 目 19 番 7 号  
環 境 装 備 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 高 橋 健 太 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 新 羽 町 634 番



横 浜 市 公 告 第 127 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2020 ・ 7 ・ 9 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 2 月 19 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
32.14 m
- 5 指 定 の 場 所  
保 土 ヶ 谷 区 今 井 町 534 番 の 1  
旭 区 桐 が 作 2,033 番 の 4 の 一 部
- 6 申 請 者 の 氏 名  
有 限 会 社 久 力 工 業  
代 表 取 締 役 久 力 昭 彦

## 横 浜 市 公 告 第 128 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2020 ・ 12 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 2 月 18 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
25.52 m
- 5 指 定 の 場 所  
緑 区 三 保 町 2,356 番 の 6 の 一 部 、 2,356 番 の 25 、 2,356 番 の 27  
、 2,356 番 の 29 、 2,358 番 の 3 、 2,358 番 の 6 及 び 2,359 番 の 3
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 ホ ー ム ラ ン ド  
代 表 取 締 役 小 野 洋 一 郎

## 横 浜 市 公 告 第 129 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号

第 18 ・ 12 ・ 4 号

2 廃 止 年 月 日

令 和 3 年 2 月 18 日

3 廃 止 す る 道 路 の 幅 員

4.50 m

4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

27.20 m

5 廃 止 の 場 所

緑 区 三 保 町 2,356 番 の 6 の 一 部 、 2,356 番 の 15 から 18 ま で 、 2,356 番 の 21 番 、 2,356 番 の 25 、 2,356 番 の 27 、 2,356 番 の 29 から 31 ま で 及 び 2,358 番 の 6

## 横 浜 市 公 告 第 130 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 45 ・ 42 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 3 年 2 月 16 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
6.20 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
75.90 m
- 5 廃 止 の 場 所  
港 南 区 野 庭 町 451 番 の 141 地 先 から 847 番 の 29 地 先 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 131 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 40 ・ 54 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 3 年 2 月 16 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
6.60 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
33.27 m
- 5 廃 止 の 場 所  
旭 区 二 俣 川 一 丁 目 43 番 の 29 地 先 から 89 番 の 8 地 先 まで

横 浜 市 公 告 第 132 号

土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 補 欠 選 挙 の 当 選 人 の 氏 名 及 び 住 所

土 地 区 画 整 理 法 施 行 令 ( 昭 和 30 年 政 令 第 47 号 ) 第 35 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 新 綱 島 駅 周 辺 地 区 土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 補 欠 選 挙 の 当 選 人 を 次 の と お り 決 定 し た 。

令 和 3 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 宅 地 所 有 者 の 当 選 人

氏 名	住 所
有 限 会 社 入 船 本 店	港 北 区 綱 島 西 五 丁 目 23 番 27 号

2 借 地 権 者 の 当 選 人

当 選 人 な し

横 浜 市 公 告 第 133 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 新 綱 島 駅 周 辺 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業  
 の 事 業 計 画 変 更 の 決 定

横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 新 綱 島 駅 周 辺 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 の 事 業  
 計 画 を 次 の と お り 変 更 し た。

そ の 関 係 図 書 は、土 地 区 画 整 理 法（昭 和 29 年 法 律 第 119 号）第 55  
 条 第 10 項 の 規 定 に よ り、横 浜 市 都 市 整 備 局 市 街 地 整 備 部 綱 島 駅 東 口  
 周 辺 開 発 事 務 所 に お い て 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る。

令 和 3 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 土 地 区 画 整 理 事 業 の 名 称  
 横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 新 綱 島 駅 周 辺 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業
- 2 施 行 者 の 名 称  
 横 浜 市
- 3 施 行 地 区  
 港 北 区 綱 島 東 一 丁 目 及 び 綱 島 東 二 丁 目 の 各 一 部
- 4 事 業 施 行 期 間  
 平 成 29 年 2 月 15 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で
- 5 事 務 所 の 所 在 地  
 中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地
- 6 事 業 計 画 の 決 定 の 年 月 日  
 平 成 29 年 2 月 15 日
- 7 変 更 の 内 容（事 務 所 の 所 在 地）

変 更 前	変 更 後
中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地	港 北 区 綱 島 西 一 丁 目 8 番 9 - 501 号

- 8 事 業 計 画 変 更 年 月 日  
 令 和 3 年 3 月 5 日
- 9 縦 覧 時 間  
 午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で（た だ し、土 曜 日、日 曜 日  
 及 び 国 民 の 祝 日 に 関 す る 法 律（昭 和 23 年 法 律 第 178 号）に 規 定 す  
 る 休 日 並 び に 12 月 29 日 か ら 翌 年 の 1 月 3 日 ま で を 除 く。）

---

## 区 告 示

---

神 奈 川 区 告 示 第 1 号 ( 令 和 3 年 2 月 24 日 掲 示 済 )

地 縁 に よ る 団 体 の 認 可

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 260 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す  
る 地 縁 に よ る 団 体 と し て 、 次 の と お り 認 可 し た 。

令 和 3 年 2 月 24 日

横 浜 市 神 奈 川 区 長 高 田 靖

1 名 称

バードガーデン自治会

2 規 約 に 定 め る 目 的

会 員 相 互 の 親 睦 及 び 福 祉 の 増 進 を 図 り 、 環 境 整 備 な ど 地 域 課 題  
の 解 決 等 に 取 り 組 む こ と に よ り 、 住 み よ い 地 域 社 会 の 形 成 に 資 す  
る こ と 。

3 区 域

神 奈 川 区 神 大 寺 二 丁 目 1 番 3 号 、 6 番 4 号 か ら 6 番 61 号 ま で (   
6 番 46 号 及 び 6 番 54 号 を 除 く 。 ) 、 7 番 、 8 番 、 10 番 2 号 か ら 10  
番 5 号 ま で 、 13 番 15 号 及 び 13 番 16 号 の 区 域 と す る 。

4 主 たる 事 務 所

神 奈 川 区 神 大 寺 二 丁 目 6 番 15 号

5 代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所

小 林 讓 治

神 奈 川 区 神 大 寺 二 丁 目 6 番 15 号

6 裁 判 所 に よ る 代 表 者 の 職 務 執 行 停 止 の 有 無 並 び に 職 務 代 行 者 の  
選 任 の 有 無

無

7 代 理 人 の 有 無

無

8 認 可 年 月 日

令 和 3 年 2 月 24 日



区公告

都筑区公告第6号（令和3年2月17日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和3年2月17日

横浜市都筑区長 中野 創

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日
横 27 - 24 浜 横浜	平成27年12月21日
横 31 - 15 浜 横浜	平成28年7月26日
横 31 - 26 浜 横浜	平成28年9月10日
横 27 - 21 浜 横浜	平成28年10月5日
横 29 - 55 浜 横浜	平成28年12月14日
横 27 - 23 浜 横浜	平成29年1月10日
横 27 - 30 浜 横浜	平成29年1月22日
横 29 - 66 浜 横浜	平成29年2月11日
横 27 - 28 浜 横浜	平成29年2月15日

横 29 - 69 浜 横 浜	平 成 29 年 2 月 15 日
横 25 - 41 浜 横 浜	平 成 29 年 2 月 15 日
横 23 - 05 浜 横 浜	平 成 29 年 2 月 15 日
横 21 - 39 浜 横 浜	平 成 29 年 2 月 25 日
横 31 - 20 浜 横 浜	平 成 30 年 3 月 25 日
横 34 - 72 浜 横 浜	平 成 30 年 4 月 4 日
横 27 - 72 浜 横 浜	平 成 30 年 6 月 3 日
横 36 - 52 浜 横 浜	平 成 30 年 6 月 26 日
横 37 - 88 浜 横 浜	平 成 30 年 9 月 27 日
横 25 - 60 浜 横 浜	平 成 30 年 10 月 8 日
横 29 - 57 浜 横 浜	平 成 30 年 11 月 13 日
横 30 - 66 浜 横 浜	平 成 31 年 1 月 23 日

横 38 - 78 浜 横 浜	平 成 31 年 4 月 20 日
横 27 - 58 浜 横 浜	平 成 31 年 4 月 30 日
横 34 - 78 浜 横 浜	令 和 元 年 5 月 2 日
横 29 - 59 浜 横 浜	令 和 元 年 5 月 13 日
横 38 - 72 浜 横 浜	令 和 元 年 5 月 13 日
横 23 - 31 浜 横 浜	令 和 元 年 5 月 17 日
横 38 - 81 浜 横 浜	令 和 元 年 7 月 10 日
横 27 - 22 浜 横 浜	令 和 元 年 7 月 30 日
横 38 - 03 浜 横 浜	令 和 元 年 8 月 24 日
横 34 - 71 浜 横 浜	令 和 元 年 11 月 12 日
横 39 - 95 浜 横 浜	令 和 元 年 11 月 13 日
横 38 - 69 浜 横 浜	令 和 元 年 12 月 9 日

横 30 - 59 浜 横 浜	令 和 2 年 6 月 17 日
--------------------------	------------------

---

## 交 通 局

---

横浜市交通局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年2月25日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第1号（令和3年2月25日揭示済）

横浜市交通局企業職員就業規程の一部を改正する規程

横浜市交通局企業職員就業規程（平成23年7月交通局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 職員のテレワーク勤務に関する事項については、この規程に定めるもののほか管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

横浜市交通局企業職員在宅型テレワーク勤務規程をここに公布する。

令和3年2月25日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第2号（令和3年2月25日揭示済）

横浜市交通局企業職員在宅型テレワーク勤務規程

（趣旨）

第1条 この規程は、横浜市交通局企業職員就業規程（以下「就業規程」という。）第2条第3項に基づき、職員が在宅で勤務する場合の労働条件その他就業に関する必要な事項について定めることを目的とする。

（在宅型テレワーク勤務の定義）

第2条 在宅型テレワーク勤務とは、職員の自宅その他自宅に準じる場所（以下「自宅等」という。）において情報通信機器等を利用して業務を行うことをいう。

（在宅型テレワーク勤務の対象者）

第3条 在宅型テレワーク勤務の対象者は、就業規程第2条第1項に規定する職員であって横浜市交通事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める要件を満たした者とする。

（在宅型テレワーク勤務時の服務規律）

第4条 在宅型テレワーク勤務に従事する職員（以下「在宅型テレワーク勤務者」という。）は就業規程、横浜市交通局情報セキュリティ管理規程及び横浜市交通局情報セキュリティ管理要綱その他の関係規定（以下「セキュリティ管理規程等」という。）に定める事項を遵守しなければならない。

（在宅型テレワーク勤務時の勤務時間）

第5条 在宅型テレワーク勤務者の勤務時間については、就業規程第25条に定めるところによる。

（休憩時間）

第6条 在宅型テレワーク勤務者の休憩時間については、就業規程第27条に定めるところによる。

（休暇）

第7条 在宅型テレワーク勤務者の休暇については、就業規程第36条から第50条の2までに定めるところによる。

（正規の勤務時間以外の勤務）

第8条 在宅型テレワーク勤務者の正規の勤務時間以外の勤務については、就業規程第32条に定めるところによる。

（欠勤等）

第9条 在宅型テレワーク勤務者が欠勤する場合の取扱いについて

は、就業規程第53条に定めるところによる。

(勤務の開始、終了及び業務の報告)

第10条 在宅型テレワーク勤務者は、勤務の開始、終了及び業務報告について別に定める方法により報告しなければならない。

2 在宅型テレワーク勤務時における就業規程第21条の取扱いについては別に定める。

(給与)

第11条 在宅型テレワーク勤務者の給与については、就業規程第60条の定めるところによる。

(費用の負担)

第12条 在宅型テレワーク勤務に伴う費用負担については別に定める。

(情報通信機器・ソフトウェア等の貸与等)

第13条 在宅型テレワーク勤務者が業務に必要なとするパソコン等の情報通信機器等についての取扱いについては別に定める。

(教育訓練)

第14条 管理者は、在宅型テレワーク勤務者に対して業務に必要な知識、技能を高めるとともに資質の向上を図るため、必要な教育訓練を行う。

2 在宅型テレワーク勤務者は、管理者から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り指示された教育訓練を受けなければならない。

(災害補償)

第15条 在宅型テレワーク勤務者が自宅等での業務中に災害に遭ったときは、就業規程第69条の定めるところによる。

(安全衛生)

第16条 管理者は、在宅型テレワーク勤務者の安全衛生の確保及び改善を図るため必要な措置を講ずる。

2 在宅型テレワーク勤務者は、安全衛生に関する法令等を守り、労働災害の防止に努めなければならない。

(準用)

第17条 就業規程第2条第2項に基づき、管理者が別に定める規定の適用を受ける者に関する本規程の適用については、第3条から前条までの規程を準用する。

(雑則)

第18条 この規程に定めのない事項その他在宅型テレワーク勤務に関し必要な事項については管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月1日より施行する。

横浜市高速鉄道運賃条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月5日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三村庄一

交通局規程第3号

横浜市高速鉄道運賃条例施行規程等の一部を改正する規程

(横浜市高速鉄道運賃条例施行規程の一部改正)

第1条 横浜市高速鉄道運賃条例施行規程(昭和47年12月交通局規程第27号)の一部を次のように改正する。

第31条第1項第1号中「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により、身体障害者手帳」の次に「(厚生労働省の通知により示される紙様式及びカード様式のもの(携帯情報端末にこれらの様式が記録され、専用アプリにより身体障害者手帳と個人番号カードが連携していることが確認できる場合を含む。))。以下同じ。)」を加え、同項第3号中「又は「カード型療育手帳の仕様について」(平成27年11月18日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡)により示された療育手帳」を「(第1号に規定する身体障害者手帳の様式に準ずると管理者が認めたもの。以下同じ。)」に改める。

第71条の2中「第18号様式の2」の次に「、ICカードにあっては第18号様式の3」を加える。

第18号様式の2中「(裏面磁気膜)」を削る。

第18号様式の2の次に次の1様式を加える。

第18号様式の3(第71条の2)

1日乗車券(ICカード)(例示)



(横浜市高速鉄道ICカード乗車券取扱規程の一部改正)

第2条 横浜市高速鉄道ICカード乗車券取扱規程(平成30年3月交通局規程第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「前3項」を「第1項、第2項及び第4項」に



改め、同項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 旅客が、PASMOに企画乗車券の購入を希望する場合は、企画乗車券をPASMOに発売する。

(横浜市高速鉄道モバイルIC乗車券取扱規程の一部改正)

第3条 横浜市高速鉄道モバイルIC乗車券取扱規程(令和2年3月交通局規程第2号)の一部を次のように改正する。

第8条(見出しを含む。)中「モバイルIC乗車券」を「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO」に改める。

第10条第2項第4号中「大学生・専門学生未満」の前に「18歳となる年度の3月31日以前を有効開始日とする通学定期乗車券機能又は東日本旅客鉄道線連絡となる」を加え、同項第7号を削り、第8号を第7号とする。

第10条の2第2項第3号中「大学生・専門学生未満」の前に「18歳となる年度の3月31日以前を有効開始日とする通学定期乗車券機能又は東日本旅客鉄道線連絡となる」を加える。

第19条第2項中「前項」の次に「の規定」を加える。

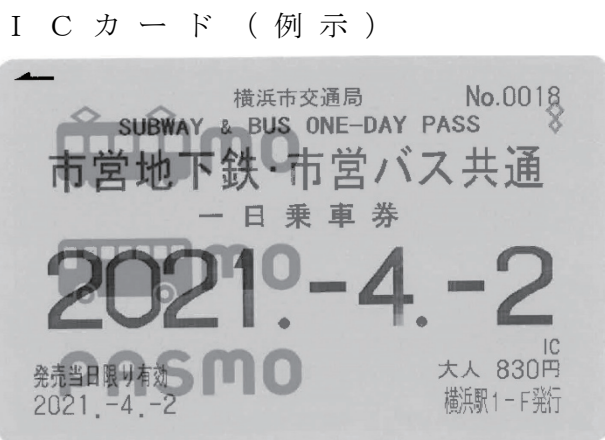
(横浜市高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券及び連絡定期乗車券発売規程の一部改正)

第4条 横浜市高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券及び連絡定期乗車券発売規程(昭和56年5月交通局規程第9号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第2号様式の2」の次に「、ICカードにあっては第2号様式の3」を加える。

第2号様式の2の次に次の1様式を加える。

第2号様式の3(第13条第1項)



(横浜市高速鉄道連絡運輸規程の一部改正)

第5条 横浜市高速鉄道連絡運輸規程(平成10年3月交通局規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項中「小田急」を「小田急 相鉄」に改め、同項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 桜木町駅

乗り入れる路線	
高速鉄道	連絡運輸機関
3号線	J R 東日本

附 則

この規程は、令和3年3月13日から施行する。

交通局告示第3号

横浜市乗合自動車の試行運転系統等

横浜市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第65号）第9条及び横浜市乗合自動車乗車料条例（昭和23年8月横浜市条例第42号）第2条の2第4項及び第14条並びに横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和27年12月交通局規程第9号。以下「施行規程」という。）第3条第3項に基づき、横浜市乗合自動車の試行運転系統等について次のように定める。

令和3年3月5日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三村 庄 一

1 試行運転系統

系統番号	運行区間	備考
197	桜木町駅前～横浜駅改札口前	循環

2 試行運行期間

令和3年3月13日から3月26日まで

3 試行運転系統で発売する乗車券の種類及び料金

種類	料金	
試行運転系統普通乗車券	大人	100円
	小児	100円

4 前項に規定する乗車券の発売方法

現金、横浜市乗合自動車ICカード取扱規程（平成29年3月交通局規程第7号）第2条第1項に規定するICカード、横浜市乗合自動車外国人向けICカード取扱規程（令和元年9月交通局規程第1号）第2条第1項に規定する外国人向けICカード及びジョルダン株式会社が提供するアプリケーションを使用した者に前項に規定する乗車券を発売する。ただし、試行運転系統に乗車する者が前項に規定する料金相当額をこれらの方法以外で支払ったと認められる場合には、前項の乗車券を発売したとみなすものとする。

5 その他乗車券類の適用除外

試行運転系統で使用できる乗車券は第3項に規定する乗車券限りとし、施行規程に規定する乗車券を使用することはできない。

6 払戻し

第3項に規定する乗車券は払い戻すことができない。ただし、施行規程第64条に規定する事由により、試行運転系統が運行を中止した場合には、同条を準用し、現金又は横浜市乗合自動車乗車時に普通乗車券に充当する補助券により、第3項に規定する料金相当額を試行運転系統を運行する横浜市乗合自動車内において、払い戻すものとする。

## 7 不正乗車の取扱い

乗車券の偽造その他不正な手段により試行運転系統への乗車があったと認められる場合は、施行規程第54条から第56条までの規定を準用する。

## 附 則

( 施行期日 )

1 この告示は、令和3年3月13日から施行する。

( この告示の失効 )

2 この告示は、令和3年3月26日限り、その効力を失う。

交通局告示第4号

料金徴収事務及び支出事務の委託

横浜市交通局会計規程（平成26年3月交通局規程第1号）第41条第1項及び第67条第2項の規定により、交通事業の乗車料金の徴収及び払戻し等の事務を次のとおり委託し、令和3年3月13日から実施する。

料金徴収事務及び支出事務の委託（平成30年3月14日交通局告示第1号）は、令和3年3月12日限り廃止する。

令和3年3月5日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

受託者の名称	受託者の所在地	委託する事務の範囲
一般財団法人 横浜市交通局 協力会	中区長者町5丁目 85番地	1 高速鉄道定期乗車券、高速鉄道・乗合自動車連絡定期乗車券及び連絡運輸定期乗車券の発売
		2 高速鉄道定期乗車券、高速鉄道・乗合自動車連絡運輸定期乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受
		3 乗合自動車回数乗車券、乗合自動車共通回数乗車券及び乗合自動車の料金に係る手数料の收受
		4 乗合自動車1日乗車券、高速鉄道1日乗車券及び高速鉄道・乗合自動車の発売
		5 乗合自動車団体1日乗車券、高速鉄道1日乗車券及び高速鉄道・乗合自動車の料金に係る手数料の收受
		6 記念乗車券の発売
		7 横浜市高速鉄道ICカード乗車券取扱規程（平成30年3月交通局規程第3条第1号以下「鉄道IC規程」及び

		<p>8 浜取通ス2S「P」払受</p> <p>9 市扱局I条SMとPAし</p> <p>乗規規C第1号(いう)AS等</p> <p>合程程C規1(以下)SMに</p> <p>自(第7号以下)MO係</p> <p>動平成7と規定「P」の係</p> <p>車29。いう。PA売戻し</p> <p>I年以。す。A売戻し</p> <p>C3下。る。S料</p> <p>カ一月)PASM及</p> <p>一「)ASMの</p> <p>ド交バ第PAOび</p>
横浜交通開発株式会社	港北区新横浜三丁目18番地の16	<p>1 乗合自動車定期乗車券の</p> <p>2 発売</p> <p>3 料金の係る乗合自動車の回数乗車券の料</p> <p>4 高速鉄道乗車券の料</p> <p>5 乗合自動車団体の乗車券の料</p> <p>6 記念乗車券の発売</p> <p>7 PASMOの発売</p> <p>8 PASMOに係る手数の料</p> <p>9 PASMO乗車券の相互利用</p>
東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木2丁目2番2号	<p>1 連絡運輸定期乗車券の発売</p>
横浜高速鉄道株式会社	横浜市中区元町1丁目11番地	<p>2 連絡運輸定期乗車券の料金の払戻し及び</p>

株式会社横浜シーサイドライン	金沢区幸浦二丁目1番地の1	係る手数料の收受
相模鉄道株式会社	西区北幸二丁目9番14号	1 連絡運輸定期乗車券の発売 2 連絡運輸定期乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受 3 高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券の発売
東急電鉄株式会社	東京都渋谷区神泉町8番16号	1 連絡運輸定期乗車券の発売
小田急電鉄株式会社	東京都渋谷区代々木2丁目28番12号	2 連絡運輸定期乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受
東京地下鉄株式会社	東京都台東区東上野3丁目19番6号	3 共通企画乗車券の発売
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	4 共通企画乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受
京浜急行電鉄株式会社	西区高島一丁目2番8号	1 連絡運輸定期乗車券の発売 2 連絡運輸定期乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受 3 高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券の発売 4 共通企画乗車券の発売 5 共通企画乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受
京王電鉄株式会社	東京都新宿区新宿3丁目1番24号	1 共通企画乗車券の発売 2 共通企画乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受
京成電鉄株式会社	千葉県市川市八幡3丁目3番1号	
西武鉄道株式会社	埼玉県所沢市くすのき台1丁目11番地の1	
東武鉄道株式会社	東京都墨田区押上1丁目1番2号	
東急バス株式会社	東京都目黒区東山3丁目8番1号	1 乗合自動車共通定期乗車券の発売 2 乗合自動車共通定期乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受
株式会社JTB	東京都品川区東品川2丁目3番11号	高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券の発売
KNTーCTホールディング	東京都千代田区東神田1丁目7番8	

グ ス 株 式 会 社	号
名 鉄 観 光 サ ー ビ ス 株 式 会 社	名 古 屋 市 中 村 区 名 駅 南 2 丁 目 14 番 19 号
A N A セ ー ル ス 株 式 会 社	東 京 都 中 央 区 日 本 橋 2 丁 目 14 番 1 号
株 式 会 社 ジェ イ ア ー ル 東 海 ツ ア ー ズ	東 京 都 中 央 区 京 橋 1 丁 目 5 番 8 号
株 式 会 社 日 本 旅 行	東 京 都 中 央 区 日 本 橋 1 丁 目 19 番 1 号
ジ ョ ル ダ ン 株 式 会 社	東 京 都 新 宿 区 新 宿 2 丁 目 3 番 11 号
株 式 会 社 ポ ケ ット カ ル チ ャ ー	東 京 都 中 央 区 日 本 橋 小 網 町 16 番 1 号
グ レ イ ス ホ テ ル 株 式 会 社	港 北 区 新 横 浜 三 丁 目 6 番 地 の 15
ホ テ ル ア ソ シ ア 新 横 浜	港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 100 番 地 の 45
ダ イ ワ ロ イ ヤ ル 株 式 会 社	東 京 都 千 代 田 区 飯 田 橋 2 丁 目 18 番 2 号
ス ー パ ー ホ テ ル 新 横 浜	港 北 区 北 新 横 浜 二 丁 目 6 番 地 の 20
ホ テ ル 横 浜 キ ヤ メ ロ ッ ト ジ ヤ パ ン	西 区 北 幸 一 丁 目 11 番 3 号
国 際 興 産 株 式 会 社 ホ テ ル プ ラ ム	西 区 北 幸 二 丁 目 9 番 1 号
藤 田 観 光 株 式 会 社	東 京 都 文 京 区 関 口 2 丁 目 10 番 8 号
ニ ュ ー オ ー タ ニ イン 横 浜 プ レ ミ ア ム	中 区 桜 木 町 1 丁 目 1 番 地 の 7
ブ リ ー ズ ベ イ ホ テ ル 株 式 会 社	中 区 花 咲 町 1 丁 目 22 番 地 の 2
ブ リ ー ズ ベ イ オ ペ レ ー シ ョ ン 6 号 株 式 会 社	中 区 花 咲 町 1 丁 目 22 番 地 の 2
東 横 イン 横 浜 桜 木 町	中 区 本 町 6 丁 目 55 番 地
横 浜 マ ン ダ リ ン ホ テ ル	中 区 野 毛 町 4 丁 目 170 番 地
株 式 会 社 相 鉄	西 区 北 幸 二 丁 目 9



ホテルマネジメント	番 14 号
株式会社ロイヤルパークホテルズリゾート	東京都千代田区大手町1丁目6番1号
ヨコハマグラインドインターコンチネンタルホテル	西区みなとみらい一丁目1番1号
株式会社横浜ベイホテル東急	西区みなとみらい二丁目3番7号
一般財団法人日本協会国際船員センター「ナビオス横浜」	中区新港二丁目1番1号
スーパーホテル横浜・関内	中区山下町 195 番地の 1
東横イン関内	中区太田町 1 丁目 5 番地の 1
東横インスタジアム前 1、2	中区山下町 205 番地の 1
ホテル JAL シティ関内横浜	中区山下町 72 番地
株式会社ホテル、ニューグランド	中区山下町 10 番地
株式会社ロイズホテルズ・インターナショナル	中区山下町 77 番地
遠州鉄道株式会社	浜松市中区旭町 12 番地の 1
株式会社新日屋	東京都中央区日本橋本町 3 丁目 3 番 6 号
株式会社エクスポート	中区海岸通 4 丁目 24 番地
公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー	中区山下町 2 番地
株式会社エス	東京都港区西新橋

クリ	2丁目14番1号
株式会社ミナシア	東京都千代田区神田小川町1丁目2
相鉄ホテル株式会社	西区北幸一丁目3番23号
横浜シテイ・エア・ターミナル株式会社	西区高島二丁目19番12号
ヤマト運輸株式会社	鶴見区安善町1丁目1番地の1
ハイアットリージェンシー横浜	中区山下町280番地の2
ザ・カハラ・ホテル&リゾート横浜	西区みなとみらい一丁目1番3号
横浜ベイコート倶楽部	西区みなとみらい一丁目1番4号

---

教育委員会

---

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月5日

横浜市教育委員会  
教育長 鯉 淵 信 也

横浜市教育委員会規則第2号

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項の表中

「

横浜市立池上小学校
-----------

横浜市立菅田小学校
-----------

」

を

「

横浜市立菅田の丘小学校
-------------

」

に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

横浜市教育委員会公告第1号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号、第2号及び第3号により、次の者を令和3年2月22日懲戒処分に付した。

令和3年3月5日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
小学校	教諭	公表基準により非公表	停職1箇月

横浜市教育委員会達第1号

横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程をここに公布する。

令和3年3月5日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則（平成31年3月横浜市人事委員会規則第6号。以下「規則」という。）第3条第2項及び第8条の規定に基づき、勤務時間を割り振られる横浜市立の学校に勤務する職員のうち、用務員及び給食調理員以外の職員（以下「横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員」という。）の勤務時間について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 規則第3条第2項の規定に基づき定める勤務時間及びその組別並びに休憩時間は、次の表の左欄に掲げる標準となる勤務の開始時間及び同表の中欄に掲げる横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の区分に対応する同表右欄に掲げる別表のとおりとする。

午前8時から午前8時30分まで	高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長、事務職員以外	別表第1
午前8時から午前8時30分まで	高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長、事務職員	別表第2
午後零時30分から午後1時30分まで	高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長、事務職員以外	別表第3
午後零時30分から午後1時30分まで	高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長、事務職員	別表第4

2 横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の組別の割振りは、所属長が定める。

(委任)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この達は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この達の施行に関し必要な行為は、この達の施行前においても行うことができる。

別表第1（第2条第1項）

組別	勤務時間	休憩時間
1組	午前7時から午後3時30分まで	勤務時間の途中に45分を与える。
2組	午前7時15分から午後3時45分まで	
3組	午前7時30分から午後4時まで	
4組	午前7時45分から午後4時15分まで	
5組	午前8時から午後4時30分まで	
6組	午前8時15分から午後4時45分まで	
7組	午前8時30分から午後5時まで	
8組	午前8時45分から午後5時15分まで	
9組	午前9時から午後5時30分まで	
10組	午前9時15分から午後5時45分まで	
11組	午前9時30分から午後6時まで	
12組	午前9時45分から午後6時15分まで	
13組	午前10時から午後6時30分まで	

別表第2（第2条第1項）

組別	勤務時間	休憩時間
1組	午前7時から午後3時45分まで	勤務時間の途中に1時間を与える。
2組	午前7時15分から午後4時まで	
3組	午前7時30分から午後4時15分まで	
4組	午前7時45分から午後4時30分まで	
5組	午前8時から午後4時45分まで	

6 組	午前 8 時 15 分 から 午後 5 時 まで
7 組	午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 15 分 まで
8 組	午前 8 時 45 分 から 午後 5 時 30 分 まで
9 組	午前 9 時 から 午後 5 時 45 分 まで
10 組	午前 9 時 15 分 から 午後 6 時 まで
11 組	午前 9 時 30 分 から 午後 6 時 15 分 まで
12 組	午前 9 時 45 分 から 午後 6 時 30 分 まで
13 組	午前 10 時 から 午後 6 時 45 分 まで

別 表 第 3 （ 第 2 条 第 1 項 ）

組 別	勤 務 時 間	休 憩 時 間
1 組	午前 9 時 30 分 から 午後 6 時 まで	勤務時間の途中に 45 分 を 与 える。
2 組	午前 9 時 45 分 から 午後 6 時 15 分 まで	
3 組	午前 10 時 から 午後 6 時 30 分 まで	
4 組	午前 10 時 15 分 から 午後 6 時 45 分 まで	
5 組	午前 10 時 30 分 から 午後 7 時 まで	
6 組	午前 10 時 45 分 から 午後 7 時 15 分 まで	
7 組	午前 11 時 から 午後 7 時 30 分 まで	
8 組	午前 11 時 15 分 から 午後 7 時 45 分 まで	
9 組	午前 11 時 30 分 から 午後 午後 8 時 まで	
10 組	午前 11 時 45 分 から 午後 8 時 15 分 まで	
11 組	午後 零 時 から 午後 8 時 30 分 まで	

12組	午後零時15分から午後8時45分まで
-----	--------------------

別表第4（第2条第1項）

組別	勤務時間	休憩時間
1組	午前9時30分から午後6時15分まで	勤務時間の途中に1時間を与える。
2組	午前9時45分から午後6時30分まで	
3組	午前10時から午後6時45分まで	
4組	午前10時15分から午後7時まで	
5組	午前10時30分から午後7時15分まで	
6組	午前10時45分から午後7時30分まで	
7組	午前11時から午後7時45分まで	
8組	午前11時15分から午後8時まで	
9組	午前11時30分から午後8時15分まで	
10組	午前11時45分から午後8時30分まで	
11組	午後零時から午後8時45分まで	
12組	午後零時15分から午後9時まで	

（備考）

規則第6条第2号及び第3号の規定に基づく申告の場合は、別表第1及び別表第2の5組、6組、7組、8組及び9組に限り、割り振ることとする。



---

区選挙管理委員会

---

戸塚区選挙管理委員会告示第2号

委員長の氏名

令和3年3月1日次の者が、本委員会委員長に就任した。

令和3年3月5日

横浜市戸塚区選挙管理委員会  
委員長 鈴木 巖

委員長

鈴木 巖

戸塚区選挙管理委員会告示第3号

委員の氏名

令和3年3月1日次の者が、本委員会委員に就任した。

令和3年3月5日

横浜市戸塚区選挙管理委員会

委員長 鈴木 巖

鈴木 巖

---

## 職 員 共 済 組 合

---

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 公 告 第 18 号

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 組 合 会 の 招 集

令 和 3 年 3 月 10 日 (水) 午 前 9 時 30 分、次 の 案 件 を 付 議 す る た め、横  
浜 市 職 員 共 済 組 合 組 合 会 を 招 集 す る。

令 和 3 年 3 月 5 日

横 浜 市 職 員 共 済 組 合

理 事 長 平 原 敏 英

- 1 令 和 3 年 度 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 事 業 計 画 及 び 予 算
- 2 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 貸 付 規 程 の 改 正
- 3 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 先 進 医 療 等 診 療 費 貸 付 規 程 の 制 定
- 4 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 定 款 の 一 部 変 更

---

その他

---

総行第 3478 号  
令和3年3月1日

局 区 長

総務局長

横浜市行政文書管理規則の一部改正及び横浜市行政文書  
取扱規程の全部改正についての一部改正について（通知  
）

横浜市行政文書管理規則の一部改正及び横浜市行政文書取扱規程  
の全部改正について（平成17年3月1日総法第195号総務局長通知  
）の一部を改正し、令和3年3月1日から施行する。

14 行政文書の施行（規程第24条から第27条まで）の項第2号ア  
中「こと」の次に「。また、これら以外の行政文書についても、必  
要に応じ公印を押印することができるものであること」を加え、(ア)  
を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とし、(エ)を(ウ)とする。

電子署名に用いる証明書

横浜市水道局行政文書取扱規程（平成17年3月水道局達第4号）  
第23条第1項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

令和3年3月5日

横浜市水道事業管理者  
水道局長 大久保 智 子

1 契約事務担当 1

署名者の電子媒体上での表示	C=JP, O=Local Governments, L=Kanagawa, OU=Yokohama City, OU=Suidoukyoku, OU=Keieibu, OU=Keirika, CN=Keiyakujimutantoul
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年3月5日
有効期限	令和8年2月4日
シリアル番号	5b 86 fc 07
フィンガープリント	50 bf 79 34 48 ee 0a a7 31 99 40 5b a1 be 1c f9 a2 8c b8 22

2 契約事務担当 2

署名者の電子媒体上での表示	C=JP, O=Local Governments, L=Kanagawa, OU=Yokohama City, OU=Suidoukyoku, OU=Keieibu, OU=Keirika, CN=Keiyakujimutantou2
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年3月5日
有効期限	令和8年2月4日
シリアル番号	5b 86 fc 08
フィンガープリント	b0 b6 af 72 3e 83 b0 00 56 00 d2 25 06 c0 38 67 8e 80 51 b2

3 契約事務担当 3

署名者の電子媒体上での表示	C=JP, O=Local Governments, L=Kanagawa, OU=Yokohama City, OU=Suidoukyoku, OU=Keieibu, OU=Keirika, CN=Keiyakujimutantou3
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年3月5日

る 日	
有 効 期 限	令 和 8 年 2 月 4 日
シ リ ア ル 番 号	5b 86 fc 09
フ ィ ン ガ ー プ リ ン ト	f0 ab c1 7f 5a 07 2e 8e 3d 17 f1 a8 f9 ff a8 a2 c0 0b 73 fe

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

電子署名に用いる証明書

横浜市交通局行政文書管理規程（平成17年6月交通局達第6号）  
第24条第1項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

令和3年3月5日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三 村 庄 一

1 契約事務担当1

署名者の電子媒体上での表示	C=JP, O=Local Governments, L=Kanagawa, OU=Yokohama City, OU=Kotsukyoku, OU=Somubu, OU=Keieikanrika, CN=Keyakujimutantol
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年3月5日
有効期限	令和8年2月4日
シリアル番号	5b 86 fc 05
フィンガープリント	e0 e8 34 f2 f6 2b 9b e1 cd d1 4e bd a6 29 27 82 4f b7 97 97

2 契約事務担当2

署名者の電子媒体上での表示	C=JP, O=Local Governments, L=Kanagawa, OU=Yokohama City, OU=Kotsukyoku, OU=Somubu, OU=Keieikanrika, CN=Keyakujimutanto2
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年3月5日
有効期限	令和8年2月4日
シリアル番号	5b 86 fc 06
フィンガープリント	66 fd 65 fb cd c8 c2 26 e9 1c cf ee 74 f1 06 70 2f d5 f7 7a

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

電子署名に用いる証明書

横浜市教育委員会行政文書取扱規程（平成17年4月教育委員会達第2号）第22条第1項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

令和3年3月5日

横浜市教育委員会  
教育長 鯉 淵 信 也

教育次長（教育施設課入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	C=JP, O=Local Governments, L=Kanagawa, OU=Yokohama City, OU=Kyoikuiinkaijimukyoku, OU=Shisetsubu, OU=Kyoikushisetsuka, CN=Kyoikujichokyoikushisetsukanyusatsusenyō
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年3月5日
有効期限	令和8年2月4日
シリアル番号	5b 86 fc 42
フィンガープリント	77 0e 68 96 d6 ef 5e 28 88 5f 03 4d 9b 80 94 10 3f 17 84 92

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。